

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 いじめ重大事態の第三者委員会について

質問要旨

いじめ重大事態の調査を行う目的は、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に記載されているとおり、学校と教育委員会(以下、教委と呼ぶ)が事実に向き合うことにより、①いじめの事実の全容の解明、②当該事案への対処、③同種事案の発生防止を図ることである。そのためにはたとえ学校や教委に不都合なことであっても真摯に事実と向き合わなければならない。またその目的が果たせるよう、市は環境を整える必要がある。

学校、教委、もしくは調査を行う第三者委員会が、何らかの理由により事実を改ざんしたり、隠蔽したり、問題を掘りしなかつたりなど、事実と向き合うことから逃げる姿勢であれば、上記 3 つの目的は果たせない。目的を果たせなければどうなるか。まず被害者本人やその家族の尊厳がさらに傷つけられるという二次被害が生じる事態となる。また学校環境は改善されないままとなり、同種事案の発生も防げなくなる。子ども達も心の整理がつかない。市には時間的、経済的損失が生じ、信用も損なわれる。心ある教職員の士気も低下する。総じて住民福祉の増進に逆行する事態となり、地方公共団体としての小平市の存在意義が低下する。そのような事態を避けるために、まず大前提として、いじめやいじめ重大事態の調査体制を、客観的に、特に被害者本人やその家族から見て公平性・中立性に疑念が生まれぬ形に整えることが不可欠だ。そこで、第三者委員会である小平市のいじめ問題対策連絡協議会(以下、協議会と呼ぶ)及びいじめ問題対策委員会(以下、対策委員会と呼ぶ)の在り方について問う。

1. 令和 4 年 6 月定例会の私の一般質問に対する市の答弁で、協議会や対策委員会の名簿は積極的な公開をしていないと述べているが、公開しているのはどういう場合で、なぜその場合には公開しているのか。
2. 1 の名簿を積極的に公開していない理由として「協議会等において忌憚のない意見をいただくとともに、個人に関わる内容に関して公平、中立に慎重な議論を行っていただくため」と答弁している。積極的に公開するとなぜこれらができなくなるのか。具体例も交えた分かりやすい説明を求める。
3. 1 の名簿など市が積極的に公開していない名簿について、公文書の公開請求などにより名簿を得た議員や市民がそれをインターネット等で公開した場合、条例や法律の違反になるか。
4. 対策委員会の会議録を情報開示請求すると、委員長と副委員長以外は発言者が誰だか分からない形で提示される。その理由として 2 に示したものと同様なことが告げられるが、これについてもなぜか。また、それならなぜ委員長と副委員長の発言は分かるようになっているのか。
5. 令和 5 年 3 月末で任期が切れる協議会と対策委員会の新委員の選定状況と、それぞれの委員をどう選定しているか。また、公平性・中立性を担保するために職能団体の推薦により委員を選定してほしいという保護者の要望をどう受け止め、どう反映しているか。
6. 教育委員会の出身者や公立学校の教員経験者が、協議会の役員や対策委員会の役員や委員を務めれば、いじめやいじめ重大事態の調査における客観的な公平性・中立性が担保できなくなると考える。実際いじめ被害者の家族から指摘されていることであるが、これをどう受けとめ、どう対応していくか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 2 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
